# **NEWSLETTER**



# 諸外国のスポーツベッティング市場の拡大に伴う日本の課題と対策 〜違法越境市場の拡大と違法事業者対策を中心に〜

スポーツビジネス・ローニューズレター

2024年5月13日号

#### 執筆者:

平尾 覚

k.hirao@nishimura.com

北住 敏樹

t.kitazumi@nishimura.com

稲垣 弘則

h.inagaki@nishimura.com

# I はじめに -日本の現状

米国において 2018 年 5 月 14 日に連邦最高裁判所がスポーツを対象とした賭けを禁じる連邦法(The Professional and Amateur Sports Protection Act of 1992)を違憲無効とする判決が確定し、米国各州でスポーツベッティングが合法化され始めたことをきっかけに、諸外国においてスポーツベッティングの市場が急速に拡大していますが 1、公営競技等を除き 2、日本においてスポーツを対象に賭けを行うことは賭博罪(刑法 185 条)に該当し違法です。スポーツを対象に賭けを行うことが原則として違法とされている日本においては、スポーツの清廉性(インテグリティ)の確保やアスリートを八百長等のトラブルから守るために、違法なスポーツ賭博に対して厳しい態度で臨んできました。例えば、日本のプロ野球界では、野球賭博という違法行為に関与したことが認められた選手が永久追放・無期失格処分となった事例、相撲界でも、野球賭博や八百長に関与した力士を処分した事例等が存在します。

また、現在は、J リーグや B リーグの 1 試合ごとの勝敗に対して投票ができるようになったスポーツ振興くじについても、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の制定当初は、射幸性の抑制や選手による不正行為のリスクの軽減といった観点から、複数の試合を対象とした投票のみが許容されてきました<sup>3</sup>。

しかしながら、いまの日本においては、インターネットを通じて世界中から日本のスポーツを対象とした 賭けが行われているのが実情であり、世界から日本のスポーツに対する賭け金の総額は年間約 5 兆円とも言 われています <sup>4</sup>。

また、日本国内の違法越境市場(日本居住者が欧米のスポーツベッティング事業者等の日本法上の規制が及ばないが現地では合法的にライセンスを受けたサービスを利用することで形成される市場をいいます。以

<sup>1</sup> 諸外国の動向については、平尾覚=稲垣弘則=北住敏樹「諸外国におけるスポーツくじ・スポーツベッティング関連法規制の動向①-米国(上)-」(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニューズレター2024年4月1日号)参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 競馬、競輪、競艇、オートレース等の公営競技については、競馬法等の特別法が制定されているため、刑法 35 条(犯罪行為を正当化する理由があるとして法律が制定された場合には、犯罪行為を正当行為として違法性を阻却し、犯罪は成立しないとする規定)に基づいて適法となっています。

<sup>3</sup> 第 203 回国会参議院文教科学委員会第 5 号(令和 2 年 12 月 1 日議事録)(<a href="https://kokkai.ndl.go.jp/txt/120315104X0052020120">https://kokkai.ndl.go.jp/txt/120315104X0052020120</a>
1 (2024 年 5 月 10 日最終閲覧)。

<sup>-</sup> 一般財団法人スポーツエコシステム推進協議会(2022 年 4 月)「スポーツ DX ファクトブック」15 頁(<a href="https://council-sep.org/resource/pdf/documents/share/bc080a09ec684cff1b2c61da6c4d3076.pdf">https://council-sep.org/resource/pdf/documents/share/bc080a09ec684cff1b2c61da6c4d3076.pdf</a>)(2024 年 5 月 10 日最終閲覧)。

下同じです。)も甚大な規模にのぼっていると言われています。諸外国のスポーツベッティング事業者の中には、日本のプロスポーツのみならず、アマチュアスポーツや学生スポーツも賭けの対象にしたサービスを提供している事業者も存在し、日本居住者も含めて相当数が当該サービスを利用して違法に賭けを行っている現実があります。例えば、2024 年春の選抜高校野球大会では、日本人向けに試合結果等を予想させるスポーツベッティングサイトが 10 以上存在しており、加えて、2024 年夏の甲子園に特定の学校が出場できるかを予想させるサイトも見つかった旨が報じられています  $^5$  。

本稿では、近時の諸外国のスポーツベッティング市場の動向や我が国の実情を踏まえ、日本においてオンラインスポーツベッティングサイトを利用してスポーツを対象に賭けを行うこと、及び、海外スポーツベッティング事業者が日本に対してサービスを提供することの適法性について改めて確認すると共に、アスリートやスポーツ団体がこれに関与することのリスクや日本居住者に対してサービスを提供する事業者に対して講じるべき対応策等について検討します 6。

# Ⅱ 日本で海外のスポーツベッティングサービスを利用する行為の適法性

前記 I の通り、日本においてスポーツを対象に賭けを行うことは賭博罪(刑法 185 条)に該当し違法となりますが、日本の居住者が日本において海外のオンラインスポーツベッティングサイトを利用してスポーツを対象に賭けを行うことも同様に、刑法上の賭博罪(刑法 185 条)に該当し処罰の対象となります 7。

この点に関し、違法事業者のサイトや法律解釈を誤解している解説サイト等では、日本の居住者がオンラインスポーツベッティングサイトを利用することの適法性について、①海外のスポーツベッティング合法国(以下単に「合法国」といいます。)でライセンスを取得した事業者がサービスを提供していること、②賭博罪が「必要的共犯」であり、事業者が合法国にて処罰対象とならない以上、日本国内からスポーツベッティングサイトを利用する者にも賭博罪は成立しないこと等を述べ、「グレーゾーン」等と説明して利用を勧誘しているものが存在します。しかしながら、以下の通り、このような説明は誤りであり、明確に違法であることを認識する必要があります。

まず、前記①の点ですが、賭博罪は、いわゆる「国内犯」といわれており、国内で行われた賭博行為のみが処罰の対象となります。したがって、例えば米国ラスベガスに旅行に行って現地のカジノで賭博をしたり、米国のスポーツベッティング合法州に赴いて、同州でライセンスを受けているスポーツベッティング事業者のサービスを利用して賭けを行ったとしても、日本の刑法で処罰されることはありません。しかしながら、日本居住者が日本にいながら合法国のサーバーに設置されたスポーツベッティングサイトを利用する場合は、日本国内からアクセスして賭博行為に及んでいる以上、刑法上の賭博罪が成立します。

次に、前記②の点ですが、「必要的共犯」とは、一般的に、「もともと複数人が関与することが予定されて

© Nishimura & Asahi 2024

<sup>5 「</sup>センバツで海外賭博サイト 10以上、オッズ 100倍超も…規制困難で専門家は法整備求める」(読売新聞、2024年4月3日)(<a href="https://www.yomiuri.co.jp/national/20240403-OYT1T50007/">https://www.yomiuri.co.jp/national/20240403-OYT1T50007/</a>) (2024年5月10日最終閲覧)。

近時、J リーグからは、一部日本居住者向けの海外スポーツベッティングサイトにおいて J リーグの開幕に関したキャンペーンが実施されており、 J リーグを模したイラストや J リーグに関する説明文が書かれているものの、 J リーグとは一切関係がなく、国内での賭博は海外サイトであっても違法となる場合がある旨の注意喚起が出されています(2024 年 2 月 2 日付 J リーグプレスリリース(https://www.jleague.jp/news/article/27298/))。

<sup>7</sup> 平尾覚=稲垣弘則=北住敏樹「スポーツベッティング事業の米国の最新動向と日本におけるサービス展開の法的留意点」(西村あさひ法 律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニューズレター2020 年 7 月 15 日号)。

いる犯罪」等といわれています 8。必要的共犯の典型例は、刑法 197 条の贈賄罪(賄賂を贈る罪)です。贈 賄罪では、例えば、公務員が金銭を受け取ったものの、その金銭が公務員の職務とは全く関係のないお金 だった場合等のように、金品を受け取った公務員に収賄罪が成立しない場合には、金品を贈った者にも贈賄 罪は成立しません。前記②の点は、賭博罪についてもこれと同様に、海外のウェブサイトでスポーツを対象 にした賭けを主催した側(賭博の相手方になります。)が賭博罪で処罰されないのであるから、日本からス ポーツを対象にした賭けに参加した側も賭博罪で処罰できないという考えを根拠にしていると推測されま す。しかしながら、海外のスポーツベッティング事業者が日本の刑法の賭博罪で処罰された事例がないの は、事業者の行為が、刑法 185 条で禁止されている賭博行為に該当しないからではありません。スポーツ ベッティング事業者の行為は、刑法 185 条で禁止されている賭博行為や、次項で説明する賭博場開帳行為 (刑法 186 条 2 項) といった行為に該当するものの、海外の捜査当局との連携の困難性、証拠収集の困難性 等の理由から摘発が容易ではなかったという事情があったにすぎません。そして必要的共犯の成立のために は、自分以外の誰かの関与は必要ですが、その誰かに犯罪が成立し、処罰の対象となることまでは必要とさ れていません <sup>9</sup>。必要的共犯が成立するに当たり、相手方に犯罪が成立したり、処罰の対象となることは必 須ではないことから、スポーツベッティング事業者のウェブサイト(海外のサーバーに設置されたサイト) に日本からアクセスして賭博行為に及んだ場合、主催者であるスポーツベッティング事業者は処罰されない 場合であっても、アクセスした日本居住者には日本の刑法が適用され、処罰の対象となります。

海外のオンラインスポーツベッティングサイトを利用してスポーツを対象にした賭けを行うことの違法性については、海外のサーバーに設置されたオンラインカジノに日本からアクセスして賭博行為に及んだ場合と同様に考えることができますが、近時、警察庁・消費者庁は、海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であると注意喚起をしています <sup>10</sup>。実際に、2024 年 2 月には、日本から海外で合法的に運営されているオンラインカジノを利用する様子を配信していた YouTuber が常習賭博罪で逮捕され、その後同罪で起訴され、有罪判決を受けるに至っています <sup>11</sup>。

このようなオンラインカジノに関する警察庁・消費者庁の見解や摘発例を踏まえても、日本から海外で合法的に運営されているスポーツベッティングサイトを利用することも同様に賭博罪が成立し、摘発の対象となることは明確です。

8 必要的共犯については、「複数人の共働・加効を前提とした」犯罪(山口厚『刑法[第 3 版]』168 頁(有斐閣、2015 年)、「本来、二人以上の者の共同の犯行を予定して定められている犯罪」(大塚仁・河上和雄・中山善房・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第三版第 5 巻[第 60 条〜第 72 条]』8 頁(青林書院、2019 年)等と定義されることもあります。

© Nishimura & Asahi 2024

<sup>9</sup> 最高裁判所裁判官も務めた亀山継夫元検事の論文(亀山継夫「国外犯-外国の宝くじ」判例タイムズ443号42頁(1981年))でも、「必要的共犯の各必要的関与者にとっての構成要件は、『自己の行為+他の必要的関与者の行為』であって『自己の行為+他の必要的関与者の犯罪』ではないから、必要的関与者の一方について犯罪が成立し、他方について成立しないという場合も当然に生じうるということである」とされています。

<sup>10</sup> 警察庁のウェブサイト (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html)。

<sup>11 「</sup>オンラインカジノを動画配信 常習賭博容疑で男逮捕 茨城県警」(茨城新聞、2024年2月29日) (https://ibarakinews.jp/news/news/news/detail.php?f\_jun=17092013210652) (2024年5月10日最終閲覧)、「賭博投稿のユーチューバー、常習賭博罪で初公判 登録者数 12万人」(毎日新聞、2024年4月23日) (https://mainichi.jp/articles/20240423/k00/00m/040/155000cf) (2024年5月10日 最終閲覧)、「オンラインカジノで動画投稿 常習賭博罪で男に有罪判決 茨城・水戸地裁」(茨城新聞、2024年5月8日) (https://ibarakinews.jp/news/news/detail.php?f\_jun=17151655097576) (2024年5月10日最終閲覧)。

# Ⅲ 海外のスポーツベッティング事業者が日本にサービスを提供する行為の適法性

日本の刑法は、賭博行為を行うことに加えて、利益を得る目的で賭博場を開帳する行為を、賭博場開帳図利罪(刑法 186 条 2 項)として禁止しており、賭博場開帳図利罪を犯した者は賭博行為者よりも重い刑罰の対象となります。

海外のスポーツベッティング事業者が、日本に居住しているユーザーに向けてオンラインでスポーツベッティングサービスを提供する場合、賭博場開帳図利罪が成立するか否かについては、同罪における「賭博場」の解釈が問題となります。

ここで、「賭博場」とは、「賭博を行う場所、賭博のための場所的設備を指す」と考えられていますが、その場所・設備に関しては、常設のものであることや、賭博のために特に設けられたものであることは要しないと考えられています <sup>12</sup>。また、「賭博者が自ら賭博場に参集せず、開帳者の使者を介して又は電話等により開帳者と交渉するような場合でも、その事務を行っている場所は賭博場となり得る」ともされています <sup>13</sup>。そして、裁判例の中では、LINE 上で、野球賭博の申込み等のためのグループを作成し、LINE を利用して賭客からの申込みを受け、幇助者と共に、賭客それぞれの申込み口数や勝ち負けの金額を集計し、勝った賭客に配当金を交付していた事案について、「申込みを受け集計をする者の所在地、賭客の居場所等を含んだその全体が、1 つの場所として、賭博場を構成すると見るのが相当」と判断されています <sup>14</sup>。すなわち、同判決は、賭客の居場所も賭博場の一部を構成すると考えられています。

同判決の考え方に従うならば、海外のスポーツベッティング事業者が、日本に居住しているユーザーに向けてスポーツを対象にした賭けを提供する場合、賭客の居場所、すなわち日本のユーザーの居住地を含んだその全体が「賭博場」を構成すると判断される可能性があります。そうしますと、賭博場の一部は日本に存在することになりますので、当該海外スポーツベッティング事業者は、日本で「賭博場を開帳」したとして、日本の刑法の賭博場開帳図利罪が成立する可能性を否定できないことになります 15。

なお、近時、海外法人が開設した日本人向け会員制オンラインカジノサイトを運営していた事業者が賭博場開帳図利罪で逮捕された事例 <sup>16</sup>が存在します。当該サイトは、日本語で「オンラインカジノが合法の英王室領マン島のライセンスを取得しているので、違法性はない」とうたっていたにもかかわらず運営者が逮捕されたことを踏まえても、日本居住者が利用できるオンラインカジノやオンラインスポーツベッティングサイトを運営する行為には、たとえサーバーが海外に存在したとしても、賭博場開帳図利罪が成立することが明確にされたものと考えられます。

© Nishimura & Asahi 2024

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 団藤重光編『注釈刑法(4)各則(2)』有斐閣(1980)346 頁、大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第 三版第9巻[第174条~192条]』青林書院(2013)193頁。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 大判大正 4 年 3 月 1 日刑録 21 輯 181 頁、大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第三版第 9 巻[第 174 条 ~192 条]』青林書院(2013)193 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 大阪高判平成 29 年 2 月 9 日 (高等裁判所刑事裁判速報集平成 29 年 238 頁)。

<sup>15</sup> 詳細については、平尾覚=稲垣弘則=北住敏樹「日本のスポーツ団体・事業会社が海外のスポーツベッティング事業に関与する場合の刑法上の犯罪の成否」(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニューズレター2020 年 9 月 4 日号)参照。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 「オンラインカジノを違法運営容疑、米国籍の会社員ら7人逮捕…海外ライセンス取得うたう」(読売新聞、2024 年 2 月 19 日)(<a href="http">http</a> s://www.yomiuri.co.jp/national/20240219-OYT1T50153/) (2024 年 5 月 10 日最終閲覧)。

## IV 違法事業者への対策

日本のスポーツ団体、これを運営する事業会社等(併せて以下「スポーツ団体等」といいます。)は、前記 I の通り、諸外国のスポーツベッティング市場の拡大に伴い、日本のスポーツが国内外から賭け対象となっていることや、日本居住者に対してサービスを提供する違法事業者が増加している結果、既に日本において 甚大な規模の違法越境市場が存在している現状を正しく認識する必要があります。選手や監督、コーチその他のスタッフ(併せて以下「スタッフ」といいます。)が違法な賭けに関与しないようにすることや、選手やスタッフが八百長や脅迫等の不当・違法な行為に巻き込まれないようにするために、早期の対策を講じることが急務となっています。そのため、スポーツ団体等においては、まずは国内外におけるスポーツを対象とした賭けの適法性(何が適法なスポーツベッティングで、何が違法なスポーツ賭博となるか等)を正しく認識し、事前の予防・防御策として、八百長・腐敗防止のためのルール作り、選手やスタッフに対する適切な教育や研修の実施、選手やスタッフ向けの相談窓口の設置等の対策を講じた上で、スポーツ業界全体で違法事業者や違法越境市場の拡大に対する対策を進めていく必要があります。諸外国では、政府、スポーツ団体、インテグリティ団体等において八百長対策や違法越境市場対策が進んでおり、日本においても国際的なインテグリティ対策を参考にしつつ、日本の文化や歴史的経緯に即した独自の対策を行っていくことが肝要です 17。

前記皿の通り、日本に対してサービス提供を行っている海外のスポーツベッティング事業者には、賭博罪や賭博場開帳等図利罪が成立しますが、これらの事業者はマン島、キュラソー島、ジブラルタル等でライセンスを取得しており、摘発を行うためには現地の警察と連携する必要があるため、胴元となる事業者・個人を摘発することは容易ではないといえます。一方で、例えば、スポーツ団体等や関連団体から、当該事業者の違法性を指摘し、ファンに対して注意を呼びかけるリリース等を日本語だけでなく英語等で公表する等して、違法事業者を牽制することも一つの手段として考えられます。

また、海外のスポーツベッティング事業者の中には、日本に対するサービス提供にとどまらず、スポーツベッティングサイトにおいて、無断で有名選手の肖像、球団・クラブのロゴ、試合の動画等を利用している悪質な事業者が存在することが確認できます。このような事業者に対しては、商標権侵害、パブリシティ権侵害、著作権侵害等に基づく損害賠償請求、差止請求等を行うことが考えられます <sup>18</sup>ので、スポーツ団体等においては、このような事業者に対しては、上記のようなリリースに加えて、警告文の送付や訴訟提起等の法的手段を講じることが考えられます。

\_

<sup>17</sup> 近年、諸外国では、Sportradar、Genius Sports、Stats Perform 等のインテグリティ事業者がテクノロジーを活用した不正検知サービスを提供しており、IOC、FIFA、FIBA、MLB、NBA を含む多くの国際スポーツ団体がこれらのサービスを導入しています。ただ、これらのサービスは、あくまでも八百長の疑いが生じてからこれを検知する事後的な対応策を提供するものにとどまります。八百長の疑いが生じること自体がスポーツ業界に不可逆的なインテグリティの毀損をもたらし得ることからすると、事後的な対応策に頼るのではなく、上記のような事前の予防・防御策を徹底することが重要であるといえます。

<sup>18</sup> 商標権侵害に基づく損害賠償請求については民法 709 条が、また、差止請求については商標法 36 条 1 項が、それぞれ根拠となります。 著作権侵害に基づく損害賠償請求については民法 709 条が、また、差止請求ついては著作権法 112 条が、それぞれ根拠となります。パ ブリシティ権侵害に関しては法令上の根拠はなく、最高裁判例において一定の場合に損害賠償請求及び差止請求が認められています (最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 巻 2 号 89 頁、東京地判平成 25 年 4 月 26 日判例時報 2195 号 45 頁等)。

## V 違法事業者の共犯にならないために

近時、著名人が YouTube 等においてスポーツ団体のロゴやアスリートの肖像等を無許諾で使用する違法スポーツベッティングサイトを紹介し、動画内で自ら賭けを行う事例、アスリートが違法なオンラインカジノ事業者やスポーツベッティング事業者の広告に肖像を掲載する事例等が存在することが確認されています。

前記 II 及びIII の通り、日本に対してサービス提供を行っている海外のスポーツベッティング事業者には賭博罪や賭博場開帳等図利罪が成立し、そのような事業者の運営するサイトを利用して日本のスポーツを対象とする賭けを行った日本居住者であるユーザーには賭博罪が成立しますが、このような事業者やユーザーによる賭博行為を容易にしたり、ユーザーの賭博行為をそそのかすような行為を行った者には、賭博罪や賭博場開帳等図利罪の幇助犯(刑法 62 条 1 項)又は教唆犯(同条 2 項)が成立する可能性があります。

幇助犯はある者の犯罪行為を容易にしたといえる場合に成立し、教唆犯はある者の犯罪行為をそそのかした場合に成立します。例えば、日本のスポーツ団体等が海外ベッティング事業者をスポンサーとしてロゴを掲出する行為や、選手やスタッフが、海外のスポーツベッティング事業者の運営するサイトを宣伝したり自身が参加している競技への賭けを呼びかける行為は、海外のスポーツベッティング事業者の運営するサイトにユーザーを勧誘する行為と評価され、海外のスポーツベッティング事業者による賭博場開帳行為を容易にしたり、ユーザーの賭博行為を助長する行為であるとして、賭博罪や賭博場開帳等図利罪の幇助犯又は教唆犯が成立する可能性があります。

また、仮に、賭博罪や賭博場開帳等図利罪の幇助犯又は教唆犯による摘発を受けなかったとしても、そのような日本におけるスポーツを対象とする違法な賭けを助長すると指摘され得るような行為を行ったスポーツ団体等、選手、スタッフは、違法事業者のサービスに関与した者としてレピュテーションを損なうリスクがあります。

したがって、スポーツ団体等、選手、スタッフは、海外のスポーツベッティング事業者の運営するサイト との間で広告宣伝等に関する取引を行う際には、専門家を通じて当該事業者の適法性を慎重に確認の上、違 法行為やレピュテーションを損なう行為を行ったと指摘されることのないよう、十分に留意する必要があり ます。

実際に、日本のスポーツ団体等、選手、スタッフによる違法事業者の関与を避けるための対応も進められており、例えば、2024 年 5 月 6 日に東京ドームで開催され、井上尚弥選手らが出場したボクシングの世界戦においては、最近のプロプロボクシング興行で掲出されていた海外のスポーツベッティング事業者の広告が一切掲出されていませんでした。この点については、井上尚弥選手側が事前に賭博事業者の広告掲出を認めないと判断していた旨が報じられており、また、スポーツ庁が日本ボクシングコミッションに対して、スポーツベッティング事業者がボクシング興行や選手個人のスポンサーをしている現状についてヒアリングを行った上、賭博事業者がスポンサーとなることで選手が賭博幇助につながることがあってはならない旨を伝えていた旨が報じられております 19。今後は他の競技においても、同様に違法事業者の広告掲出を避けるなどの対応を進めることが求められていくものと思われます。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 「34 年ぶりボクシング開催の東京ドームで、スポーツ賭博広告が消えた」(朝日新聞デジタル、2024 年 5 月 7 日) (https://www.asahi.com/articles/ASS5652NPS56UTQP01NM.html) (2024年5月10日最終閲覧)。

# VI 終わりに

これまで述べてきた通り、日本のスポーツを対象にした海外スポーツベッティング市場や日本国内における違法越境市場は急拡大しており、選手・スタッフ・ユーザー等が不正・違法行為に巻き込まれるリスクが既に発生しています。また、近時、ロサンゼルス・ドジャースに所属する大谷翔平選手の元通訳の方がカリフォルニア州で違法なスポーツ賭博を行っており、重度のギャンブル依存症であった事実が報道され、日米で大きな話題となっていますが、日本においても、違法越境市場の拡大によって既にギャンブル依存症に陥っているユーザーが相当数いることが考えられます。本稿では詳細について触れておりませんが、このような依存症リスクについても早急に対策を実施する必要があります。また、賭けの対象になっている競技をプレーする選手に対する八百長行為の勧誘や脅迫等が発生するリスクも否定できません。学生スポーツが賭けの対象にされているという事実は、学生にもこのようなリスクが生じていることを意味します。

諸外国においては、オンラインスポーツベッティング市場の拡大に伴い、世界中からいつでも賭けられる 状況になったことにより、違法越境市場対策、八百長・腐敗防止を含めたインテグリティ対策が進められて います(今後、スポーツビジネス・ローニューズレターにおいても紹介して参ります。)。既に日本において も上記のリスクが存在する以上は、スポーツ団体等をはじめとしたスポーツ業界関係者において、諸外国に おけるインテグリティ対策を参考にしつつ、日本特有の対策を進めていくことが急務といえるでしょう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本二ューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com